

13. 災害復旧資金

(1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、火災、風水害その他の天変地異により設備の損壊若しくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じていることについて、市町村長から被災又は売上の減少等について証明を受けた者。 【一般融資】 火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとするもの 【知事指定災害融資】 知事が特に認める火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとする者	
資金名称	一般融資	知事指定災害融資
資金使途	設備資金・運転資金	別に定める
融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	別に定める
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置2年以内）	別に定める
融資利率	7年以内 年1.60% 10年以内 年1.80%	別に定める
保証料率	年0.25%	別に定める
返済方法	原則として毎月均等返済	別に定める
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乗せを行う場合に経営者を保証人としなければならない。担保については、必要に応じて徴求する。	別に定める
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）	別に定める
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、肥後銀行、伊予銀行	別に定める
個別必要書類	市町村長の証明書（P.70）、罹災証明書等	別に定める

(2) 融資の流れ

